

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：障害者福祉費

事業名 身体障害者相談員連絡協議会補助金（単補）

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

健康福祉部 障害福祉課 社会参加推進係 電話番号：058-272-1111（内 2687）

E-mail： c11226@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 850 千円（前年度予算額：850 千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	850	0	0	0	0	0	0	0	850
要求額	850	0	0	0	0	0	0	0	850
決定額									

2 要求内容

（1）要求の趣旨（現状と課題）

県下各地域にて活動している身体障害者相談員相互の連絡調整を図り、資質向上及び地域福祉の増進に資する岐阜県身体障害者相談員連絡協議会の運営費の一部を補助することにより、運営の円滑化・強化を図る。

（2）事業内容

○委員会の開催（年2回）

各支部（26ヶ所）の運営活動の連絡調整を図るとともに、協議会の運営及び身体障がい者関係機関の行う諸事業に対する協力等について協議

○岐阜県身体障害者相談員研究大会の開催（年1回）

- ・対象者 市町村身体障害者相談員
福祉関係機関職員

- ・内容 永年勤続者の表彰、相談業務事例発表
講演会（障がい者福祉関係者）及び研究討議

○相談員活動日誌の作成・配布

○各種身体障がい者関連行事に対する協力

より多くの身体障がい者が参加できるよう呼びかけを実施

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・ 県 10/10
- ・ 地域で活動する身体障害者相談員の連絡調整を図る岐阜県身体障害者相談員連絡協議会への県負担は妥当。

(4) 類似事業の有無

- ・ 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	850	内訳 ・ 委員会開催費 302 千円 ・ 研究大会開催費 424 千円 ・ 相談員日誌発行費 104 千円 ・ 消耗品費 10 千円 ・ 役務費 10 千円
合計	850	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

身体障害者福祉法 第 12 条の 3 (身体障害者相談員)

身体に障害がある者の福祉の増進を図るため、身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行う。

(2) 後年度の財政負担

身体障害者相談員の設置は法律事項であり、相談員の連絡調整を図る岐阜県身体障害者相談員連絡協議会への県負担は今後も必要。

(3) 事業主体及びその妥当性

地域福祉の増進に資する岐阜県身体障害者相談員連絡協議会の運営費の一部を県が補助することは妥当。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

補助事業名	身体障害者相談員連絡協議会補助金
補助事業者（団体）	岐阜県身体障害者相談員連絡協議会
補助事業の概要	<p>（目的）県下各地域にて活動している身体障害者相談員相互の連絡調整を図り、資質向上及び地域福祉の増進に資する団体運営の円滑化・強化することを目的とする。</p> <p>（内容）身体障害者相談員連絡協議会の各種運営に対し一部補助を行う。</p>
補助率・補助単価等	定額・定率・その他（例：人件費相当額）
補助効果	研究大会や研修会、委員会の開催により相談員個々の能力向上及び委員会の開催により各地域を超えた政策的な意思統一が図られた。
終期の設定	令和5年度

（事業目標）

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

身体障害者相談員相互の連絡調整が図られ、身体障がい者地域活動の中心的役割を果たすとともに、相談員の資質向上に努めていく。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H24年度末)	目標 (R03年度末)	目標 (終期)
研究大会出席者数	467	530	540

	H29年度	H30年度	R01年度	R02年度	R03年度 (要求)
補助金交付実績	850千円	850千円	850千円	(予算額) 850千円	(要求額) 850千円
指標目標	520	530	530	530	530
指標実績	408	413	415	(推計値) 91	(推計値) 530
指標達成率	84%	77%	78%	(推計値) 17%	(推計値) 100%

(前年度の成果)

身体障害者相談員連絡協議会委員会では、各地区相談員の役割についての意見交換を行うとともに、地域の相談支援事業所の役割等をテーマとした研究大会及び研修会が開催され、相談員の資質向上が図られた。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

今後は障害福祉サービス事業者との連携を図ることが国から求められているため、相談員の相談支援等の援護技術を充実させる必要がある。

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い △：必要性が低い

(評価) 研究大会での相談員の能力向上及び委員会の開催により地域を
○ 超えた意思や政策的な統一につながるため、事業の必要性は高い。

・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている
△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価) 身体障害者相談員は各市町村が設置しているが、県内を統一的
○ に管理する機関が必要である。岐阜県身体障害者相談員連絡協議
会はその機能を発揮しており、期待通りの効果をあげているため
本事業の有効性は高い。

・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている △：向上の余地がある

(評価) 相談員に関する検討事項は委員会で討議し、社会参加の援助方
○ 策について研究大会で討議することにより円滑に協議会の運営が
図れている。

(事業の見直し検討)

各市町村の身体障害者相談員が地域の実情に応じて、組織的に各相談員を取りまとめ、適切な相談業務を実施する環境を整備するため、今後も支援を継続する必要がある。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由)

近年は障がい福祉施策が変化しており、地域の障がい者の身近な相談相手となる身体障害者相談員が果たす役割は大きいため、引き続き統轄する団体に対する補助を継続する必要がある。